

○米沢市環境審議会条例

平成6年6月27日

条例第13号

改正 平成9年3月31日条例第10号

平成17年6月30日条例第17号

平成19年3月30日条例第8号

平成25年3月26日条例第23号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、米沢市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 米沢市環境基本条例（平成9年条例第8号）第7条第1項に規定する環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関すること。

（平9条例10・平25条例23・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び団体の役職員
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員は、審議会が前条の規定により答申したときをもって解任されるものとする。

（平9条例10・平17条例17・平19条例8・平25条例23・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（平25条例23・旧第5条繰上）

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（平25条例23・旧第6条繰上）

(専門委員)

第6条 審議会に、特定事項の調査及び研究をする必要のあるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が審議会の意見を聴いて委嘱する。

(平25条例23・旧第7条繰上)

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(平25条例23・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例23・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成7年4月30日までとする。

(米沢市公害対策審議会条例の廃止)

3 米沢市公害対策審議会条例（昭和56年条例第7号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日条例第10号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第23号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。